

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

平成31年3月4日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

住友商事株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

(3) 主たる事務所の所在地

大阪府大阪府中央区北浜4-5-33

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 12,770㎡

### 3 事業実施想定区域

京都市東山区三条通白川橋東入三丁目夷町175番2外

### 4 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

#### (2) 縦覧の期間

平成31年3月4日から同年4月3日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

### 5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書を閲覧することができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000248160.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)